


八代市鏡文化センター自主文化事業運営補助員募集要項

1. 名 称 八代市鏡文化センター自主文化事業運営補助員
2. 目 的 自主文化事業の表方としての活動をとおして、芸術文化に触れ合うきっかけや意識向上の一助としてもらうこと。
市と市民が協力して事業を行うことで、文化施設をより身近に感じてもらい、利用の推進を図ること。
3. 要 件 ①満18歳以上(高校在学者は除く)で、八代市に居住していること
②自主文化事業の運営補助員(表方)として活動出来ること
③地方公務員法第 16 条の規定に該当しないこと
ア) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
イ) 八代市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
4. 活動内容 自主文化事業の表方(チケットのもぎり等簡単なもの)
※災害時対応等必要な講習を受けていただきます。
5. 活動場所 八代市鏡文化センター(八代市鏡町内田 468-1)
桜十字ホールやつしろ(八代市新町 5-20)
6. 活動期間 4 月～3月の自主文化事業開催当日(年6回程度/1回につき6時間程度)

7. 任 期 令和6年度は7月1日～3月31日の9月間
次年度以降は4月1日～3月31日の1年間(更新可能)となります。
毎年3月下旬に次年度更新の意思確認を行います。
8. 賃 金 会計年度任用職員として採用されます。
時間額 1,046 円より所得税等を源泉徴収した額を支給します。
別途、通勤距離に応じて通勤費相当額(上限有)が支給されます。
※ただし、賃金は年度により金額が変わることがあります。
勤務の翌月 15 日に振り込みます(土・日・祝日の場合はその前日)。
9. 募集期間 令和6年度は6月1日より随時
以降、毎年度 3 月 1 日～20 日(ただし、期間を過ぎても随時登録可能です。)
10. 登録方法 別紙「八代市鏡文化センター自主文化事業運営補助員登録票」を
八代市鏡文化センターまで郵送、FAX、持参のいずれかでご提出
ください。また、こちらの QR コードからも登録いただけます。
(URL <https://logoform.jp/form/zis6/584223>)
提出いただいた書類は登録および補助員依頼の連絡以外には
使用いたしません。厳重に管理します。
- 
11. 注意事項 必ず登録者全員が会計年度任用職員として雇用されるわけではなく、公演の
状況、通勤距離、業務経験、登録者本人の意向を勘案して補助員を決定しま
す。
会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり地方公務員法の服務に
関する各規程(地方公務員法第 38 条の営利企業への従事等の制限を除く。)が
適用されます。
12. 申込先 〒869-4202 八代市鏡町内田 468-1
八代市鏡文化センター
【TEL】0965-52-1114 【FAX】0965-52-1483
(受付時間:午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分(土・日・祝日除く))